

令和7年3月17日

◎久保委員長 ただ今から、商工農林水産委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

本日の委員会は、先日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

《水産振興部》

〈水産業振興課〉

◎久保委員長 次に、水産業振興課の説明を求めます。

◎津野水産業振興課長 初めに、当課の令和7年度当初予算につきまして御説明いたします。

議案補足説明資料の1ページ、水産振興部予算総括表の3段目、水産業振興課の令和7年度の予算額は15億2,895万5,000円で、前年度比83.4%、およそ3億400万円の減となっております。

2ページ、歳入をお願いいたします。右から2つ目の節の欄で主なものを御説明いたします。

上から6段目の(3)水産業振興費補助金のうち、新しい地方経済・生活環境創生交付金は、養殖業のデジタル化や陸上養殖の適地調査、水産物の輸出促進に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、漁業の構造転換や担い手対策等に活用するものです。

次の3ページの1段目、(8)水産業振興課では、委託生産しました放流用のアユ種苗の売払い収入等です。

続きまして、下から2段目の(3)水産業振興課収入は、種子島周辺漁業対策事業費に係る国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構からの負担金などがございます。

続きまして、6ページの主なものを御説明いたします。表の右端、説明欄の2養殖業振興対策事業費のうち、陸上養殖候補地調査委託料は、陸上養殖の候補地の選定に向けた地下水のボーリング調査を行うものです。養殖振興につきましては、後ほど詳しく御説明いたします。

3沿岸漁業担い手活動促進事業費の5つ目、漁業就業支援事業費補助金は、一般社団法人高知県漁業就業支援センターの運営と新規就業者の確保に向けた各種研修の実施などを支援するものです。担い手の確保対策についても、後ほど詳しく御説明いたします。

7ページをお願いします。養殖業の振興につきまして、詳細を御説明いたします。

養殖業では、左の現状・課題にありますとおり、(1)既存漁場には空きが少なく増産が難しいこと。(2)ブリ養殖は天然種苗に依存しており、モジャコの採捕状況により生産が不安定である一方、海外でニーズが高い人工種苗の導入が進んでいないこと。(3)餌の価格高騰等による、生産コストの増が課題となっております。

このため令和7年度は、令和6年度から取り組んでおります(1-1)新たな養殖漁場の

整備、規模拡大・新規参入業者の誘致において、新規養殖漁場候補地に参入する事業者の誘致や、相談をいただいた事業者の計画づくりや、漁具の調達等を漁協などと連携して支援してまいります。

次に、(1-2) 陸上養殖の推進では、魚種ごとに最適な水質や施設などを調査するとともに、ボーリングにより地下水の水量や水質等を調査し、結果を県内外の企業誘致や、相談をいただいた事業者の計画づくりへの支援等に活用してまいります。

次の(2) ブリ人工種苗の普及では、令和4年度と令和5年度に、県内の養殖業者が導入した人工種苗の飼育データの分析結果や、先進事例を紹介する講演会等により生産者に、人工種苗への不安の解消や理解を深めていただき、普及につなげてまいります。

その下、(3) 生産コストの削減では、補償成長を利用した飼料削減技術につきまして、マダイでの実証試験や、ブリでの技術開発を行い、その成果や課題等を養殖現場に普及し、事業者による実践につなげてまいります。加えて養殖現場のデジタル化や、赤潮などのリスク対策、担い手対策をパッケージで支援することで、本県の養殖業の持続的な発展につなげてまいります。

8ページをお願いいたします。新規就業者の確保対策の強化につきまして、詳細を御説明いたします。左上のグラフでは漁業就業者の減少・高齢化、2つ右のグラフでは新規漁業就業者の6割以上が、定置網などの雇用型漁業に就業していること。その右の表は、県内外では、関西圏からの就業が最も多いことを示しております。

その下、令和6年度は、漁業就業フェアや就業セミナーの開催とともに、女性をはじめ多様な人材が働きやすい漁業を目指し、女性による職場体験を通じた漁業現場の課題抽出、職場環境の改善、水福連携ではマッチング支援等に取り組みました。

こうした取組から得られました課題等を踏まえ、その下の令和7年度の強化内容では、1 情報発信の強化・就業希望者の掘り起こしとして、デジタルマーケティングを強化し、フェアや漁業就業支援センターに効果的に誘導します。加えて、事業者のSNSを活用した情報発信や、水族館などとの連携によるPRを強化し、県内外にしっかりと情報を届けてまいります。

次の、2 若者・女性等多様な人材が参入しやすい環境整備では、誰もが働きやすい漁業への転換に向けたデジタル化・省力化への支援や、女性を主体とした操業モデルの構築の検討等の取組を強化してまいります。

3 経営安定に向けた支援では、不漁の影響を受けにくい漁業への転換に向け、複数漁業を経営するマルチ漁業化を支援し、自営漁業の就業者の増加につなげてまいります。こうした取組により、新たな担い手の確保を図ってまいります。

9ページをお願いします。3つ目、水産多面的機能発揮対策支援交付金は、漁業者等が行うウニ除去による藻場再生等の取組を支援するものです。藻場につきましてはCO2の

吸収源として期待されており、再生活動にも一定の効果が見られております。しかしながら、本県全体での藻場は減少傾向が続いており、藻場再生の活動の維持・拡大に向けた実施体制の強化等に取り組んでまいります。

次に、5内水面漁業振興事業費の種苗放流委託料は、ニホンウナギの種苗の育成と県内河川への放流を、その次の種苗生産等委託料は、放流用のアユの種苗生産をそれぞれ委託するものです。

2つ下のカワウ生息状況調査等委託料は、カワウによるアユなどへの被害の軽減に向け、漁協や市町村が連携して対策を実施する体制を構築するため、県内のカワウの分布状況等を調査するものです。

下の6漁業生産基盤整備事業費は、漁協や市町村が行う漁業生産に必要な共同利用施設等の整備を支援するものです。

1つ目、種子島周辺漁業対策事業費補助金は、室戸市での共同作業所の設計、黒潮町での投石による漁場の整備のほか、カツオ・マグロ漁業の操業効率化を図るための機器等の整備を支援します。

2つ目、漁業生産基盤維持向上事業費補助金では、須崎市での製氷冷蔵施設の整備、四万十町における藻場の回復に向けた投石などを支援します。

10ページをお願いします。7沿岸沖合漁業等振興事業費では、浮き魚礁、土佐黒潮牧場や情報発信システム「NABRAS」の運用保守のほか、6つ目、燃油等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金では、コスト削減や生産性の向上に向けたデジタル機器等の整備を支援するもので、後ほど2月補正の燃油飼料高騰対策と併せて、詳しく御説明いたします。

次の水産業デジタル化等推進事業費補助金は、養殖の現場における様々な作業の省力化による従業員の負担軽減や、データ養殖への転換を促進するため、省力化機器やデジタル機器を総合的に整備する事業者を支援するものです。

次の8水産物地産外商推進事業費のうち、1つ目、見本市出展業務委託料は、シーフードショーにおける高知県ブースの設置を委託、次の水産物外商活動支援事業委託料は、高知家の魚応援の店と県内事業者の取引拡大に向けた取組を委託するもので、後ほど詳しく御説明いたします。

11ページをお願いします。10水産加工振興事業費の1つ目、水産物輸出支援事業委託料は、水産物輸出促進コーディネーターによる県内事業者の販路開拓への支援、2つ目の水産物輸出促進事業委託料は、卸売市場関係者のネットワーク等を活用した販路開拓を委託するものです。

4つ目、水産物輸出促進事業費補助金は、漁協や水産加工事業者などで組織する高知県輸出促進協議会による輸出拡大の取組を支援するものです。輸出も含めました水産物の外

商拡大につきましては、後ほど詳しく御説明いたします。

次の4目水産業試験研究費は、水産試験場と内水面漁業センターの試験研究に要する経費で、1水産試験場管理運営費は、海洋漁業調査船土佐海洋丸の運航を委託するもののほか、土佐海洋丸の修繕、水光熱費等が主なものです。

12ページをお願いします。県産水産物の外商拡大につきまして、詳細を御説明いたします。

まず、左の現状・課題の(1)国内への拡大では、コロナの影響で大幅に減少しました高知家の魚応援の店との取引額が、飲食店等の需要回復や水産加工施設の稼働により、コロナ前の水準まで回復し、さらなる取引拡大が必要となっております。

右の令和7年度の取組としましては、(1)の①チェーン展開している飲食店とのマッチングを強化することで、取引を効率化するなど取引額をさらに拡大してまいります。また、③では、新たに東京や名古屋、大阪などの消費地市場の関係者と県内の産地買受人等との意見交換会により、関係を構築し多様化する販売流通を学び、県産水産物の販売拡大につなげてまいります。

次に、左下の(2)輸出の拡大の現状・課題では、水産物輸出促進協議会による国際見本市の出展、水産物輸出促進コーディネーターや卸売市場関係者等との連携により、輸出拡大に取り組んでおりますが、ALPS処理水の放出により、主要相手国であります中国への県産水産物の輸出が停止し、新たな国への販路開拓が必要となっております。

右の令和7年度の取組としては、(2)の①水産物輸出促進協議会では、人口の増加が見込まれるフィリピンの国際見本市への出展や、台湾、タイ、ベトナムでの賞味会の開催など、取組を強化してまいります。また②水産物輸出促進コーディネーターと③関東の卸売市場関係者と連携した販路開拓とともに、新たに④東南アジアの百貨店等での店舗を展開している国内企業と連携したシンガポール、ベトナム、タイでのフェア開催や、⑤現地パートナーと連携した賞味会の開催により、小規模事業者の商品をまとめた商談会を創出し、県内事業者の商社化と、農産物を含んだオール高知での輸出拡大に取り組んでまいります。

13ページをお願いいたします。表の右側、説明欄の4つ目、2水産業試験研究費の2つ目、漁場予測システム構築委託料では、メジカ漁場予測システムの構築、2つ下の研究費では、急潮・赤潮の発生予測等のマリンイノベーションの取組や、主要魚種の資源状況や漁場の調査等に取り組んでまいります。マリンイノベーションにつきましては、後ほど詳しく御説明いたします。

次に一番下の4内水面漁業試験研究費では、ニホンウナギの来遊や河川での定着状況。アユについては、海域生活期における減耗要因や、河川環境の変化による影響、食害をもたらすカワウの行動パターンや、植生等の調査に取り組んでまいります。また、ウナギ養殖における疾病の早期検知技術の開発などに取り組んでまいります。

15ページをお願いいたします。マリンイノベーションの推進としまして、右側の令和7年度の強化のポイントを御説明いたします。(1) 情報発信システム「NABRAS」につきましては、宿毛湾の中層と底層の水温と潮流の予測情報の掲載、赤潮発生状況をマップ化することで情報の充実に取り組みます。あわせて、引き続き周知活動にも取り組んでまいります。

(2) メジカ漁場予測システムでは、令和8年度からの発信に向けたシステム構築のほか、AIによる予測に必要となります漁場位置や漁獲量データをより多く効率的に収集するため、アプリを活用したデータ取得試験に取り組みます。

次の(3) 黒潮牧場の機能強化では、今後、黒潮牧場での確実な漁獲につなげるため、ブイへの魚の集まり具合を情報提供するためのシステムの構築に向け、令和7年度は、海上ブロードバンドを用いた画像データの配信等の試験に取り組みます。

(4) の省力化・デジタル化による雇用型漁業への構造転換では、先ほど養殖振興で御説明いたしました、省力化による働きやすい養殖への転換等を支援してまいります。

16ページ、債務負担行為をお願いいたします。

1つ目、種苗生産委託料は、放流用アユの種苗の生産を、令和7年8月から令和10年7月までの3年間で契約することに伴います債務負担行為をお願いするものです。

2つ目、水産加工施設等整備事業費補助金は、17ページをお願いします。本補助金は、外商や輸出の促進などに向け、水産加工施設等の整備を支援するもので、1事業の概要にありますとおり、宿毛市での株式会社高知道水の水産加工施設の整備を支援しました。補助対象は施設整備のほか、雇用奨励金や輸出促進などの加算があり、そのうち輸出促進の加算につきましては、加工場の操業開始後3年以内に輸出額10億円以上達成するという条件を要件としており、輸出規制などにより目標達成できない場合には3年間の延長が可能となっております。

その下、2 輸出促進特別加算の経緯と課題にありますとおり、令和元年7月に操業開始し、当初は令和4年6月末までに、輸出額10億円以上を目標としておりましたが、令和2年以降コロナ感染症の蔓延により目標達成が困難となり、令和4年3月に目標達成の期限を令和7年6月末までに延長させていただきました。その後、令和5年にコロナ感染症が終息しましたが、ALPS処理水の放出に伴い、主要ターゲット国である中国への輸出が停止し、目標達成が困難となりました。

このため、3 輸出目標の達成に向けた対応にありますとおり、高知道水の輸出額の増加は養殖業のみならず、天然魚や、さらには県産食材全体の需要増加につながる起爆剤となることなど、産業振興計画に掲げる県全体の輸出目標の達成に重要な役割を持っており、輸出目標の達成期限を令和10年6月末に、2回目の延長をさせていただきたく考え、債務負担行為をお願いするものです。県としましては、水産物輸出促進コーディネーターや食

品海外ビジネスサポーターと連携し、確実に目標達成につなげてまいります。

続きまして、19ページ。補正予算につきまして、御説明いたします。総括表の3段目、水産業振興課からは、5,023万6,000円の増額をお願いするものです。

21ページをお願いします。歳出の主なものを御説明いたします。

3目の水産業振興費のうち、表の右端説明欄の2沿岸漁業担い手活動促進事業費の漁業就業支援事業費補助金は、漁業就業支援センターの各種の研修が計画より減少したことなどによる減額をお願いするものです。

3漁場環境保全事業費は、水産多面的機能発揮対策支援交付金の、国からの交付決定額が減額されたことによるものです。

4内水面漁業振興事業費は、種苗生産等委託料における精算に伴う減額です。

5漁業生産基盤整備事業費は、リマ・種子島事業など、それぞれにおいて施設や機器の整備での入札減や内容変更、取りやめ等による減額をお願いするものです。

22ページの5つ目、国庫支出金等精算返納金は、種子島周辺漁業対策事業費補助金で整備した基金につきまして、当該漁船の売却に伴い、処分したことによる返納金です。

6沿岸沖合漁業等振興事業費は、燃油や飼料価格の高騰による影響の緩和に向けた、燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料をお願いするもので、後ほど詳しく御説明いたします。

次の1水産試験場管理運営費の調査船運航等委託料は、入札減、2水産業試験研究費は、国からの受託事業費の減額によるものです。

続きまして、24ページの繰越明許費をお願いいたします。

左から3つ目の事業名の欄の1つ目、内水面漁業振興事業費は、内水面種苗センターの屋内飼育等の配電盤の改修で、部材の調達に期間を要したことによるものです。

2つ目、漁業生産基盤整備事業費は、漁船導入支援事業費補助金において、リース漁船2隻の整備が年度内の完了が見込めなくなったものと、9月補正予算で承認をいただきました漁港施設被害想定調査等委託料におきまして、被害想定を作成に必要となります資料等の収集、関係機関からの聞き取りに期間を要したことによるものです。

3つ目、沿岸沖合漁業等振興事業費は、次のページで説明します燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料の給付金の支給が、令和7年度第1四半期を対象としていることによるものです。

25ページをお願いします。燃油・飼料価格の高騰に対する漁業の構造転換について詳細を御説明いたします。国の総合経済対策の交付金を活用して、2月補正に燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料を、当初予算に燃油等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金を計上しております。

左下の課題にありますとおり、漁業の転換の推進は、デジタル化・省力化への支援が必要でありますとともに、価格高騰が続く中、先ほど説明しましたマルチ漁業化や養殖の規

模拡大を進めるには、価格高騰への不安を緩和することが必要となります。

このため、右の対策にありますとおり、令和7年度に燃油等高騰緊急対策と、コスト削減、生産性向上のパッケージで支援してまいります。

その下、構造転換支援パッケージの（１）燃油等高騰緊急対策は、令和7年2月補正予算でお願いしているもので、後ほど御説明いたします。（２）コスト削減支援は、①省エネ機器等導入支援では、LED集魚灯等の省エネ機器等の導入を支援し、その効果としまして、補助の要件にありますとおり、3年間で燃油使用料等の5%以上の削減を期待しております。（３）生産性向上支援の③では、スマート給餌器や魚体選別機などデジタル機器、省力化機器の導入を支援し、その効果として補助の要件にありますとおり、3年間で作業時間や作業時間等の5%以上の削減等を期待しております。この（２）の①と（３）の③を、燃油等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金として計上しております。

続きまして、26ページの燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料です。右の事業内容にありますとおり、令和7年度にセーフティネット構築事業に加入している漁業者等が、令和7年4月から6月に購入した燃油・配合飼料に対する補填金のうち、漁業者負担分の4分の1相当額を県が給付します。漁業者等への給付は、県内の漁業協同組合等に委託し、給付の要件は3年間で燃油の使用量の3%削減や、現在より魚粉含有量の低い配合飼料の使用割合を3年間で5%以上増加させることとしております。こうした取組を通じ、生産性やコスト削減などを図ることで、漁業の構造転換を進め、経営の安定化や持続化につなげてまいります。

説明は以上です。

なお、水産物外商室に関します御質問につきましては、水産物外商担当の企画監からお答えさせていただきます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 最後に御説明いただいた地産外商ですね。部長にも初日にお話ししたように、高知家の魚応援の店の皆さんなんか、高知まで来てくれて、県内の視察とか商談会もやっていただいて、魚だけじゃなくて、いろんなものと一緒に商談が成立したりして、非常に効果的やな、すごいなと思って感心していますけど、今までの取組の成果、それから今後の目標、手応えについて御所見を頂きたいと思います。

◎山崎水産業振興課企画監 先週金曜日に部長から御説明させてもらったとおり、これまで高知県の水産物の外商の特色である、少量多品目をしっかり個店につなげるため、高知家の魚応援の店が始まったと認識しております。今年度で11年目を迎えますけれども、それに加えてここ2年、加工施設が十分整備がされてきたので、大規模店舗といいますか、チェーン展開している外商先にもしっかりとつなげていくべきであろうというここ2年の種まきの成果が、今年、実際に現れてきて、速報値ではありますけれども、目標の5.1億円に

対して5.5億円という外商成果につながっております。昨年が3.7億円なので、単年度で1.7億円増という数字が出ております。これは数字で押さえておりますけれども、もちろん水産物だけじゃなくて、それ以外の農産物、畜産物にしっかりつなげてきたのも大きな成果であろうかと思っております。

高知家の魚応援の店の大きな特徴であります産地視察をしていただくところでいいますと、通常机上の商談会は提供された資料以上の情報は入らないわけです。外商先についても、それ以上の情報は入らないんですけれども、実際現地に訪れていただくと、生産者の資料以外の部分、生産部分についても、外商先の人に感じてもらえる、自分なりに考えてもらえる部分があったり、情報以外の部分を入れてもらって、これを売っていきたい、うちの店で取扱いたいとの思いにさせる意味では、産地視察が非常に効率的であります。

ここ2年、コロナでいろいろ規制がありましたけれども、オンラインの商談会も年に2回やって、実際に商談にもつながっております。大きな影響があるのは産地視察で、特に武石委員にも来ていただいた合同商談会は、20社ぐらいの参加に対して、半分以上が水産以外にも出てもらって、例えば刃物のメーカーであったり、ワインとかクラフトビールのメーカーにも参加していただいて、成果にもつながっております。

今後は、チェーン展開する飲食店をさらに加えまして、我々が考えるのは県だけの取組にとどまらず、限りある予算の中、例えば四万十町であったり、黒潮町、さらに今年は四万十市にも参加いただいて、地域商社的といいますか、その市町村で最も売っていききたいものを、市町村にも参加していただきながら、今後、エリアエリアでの外商拡大といいますか、エリア戦略につなげていききたいと思っております。ここまででとどまることなく、さらに拡大していけるように、この制度も、令和7年度以降も続けて頑張っていきたいと思っております。

◎武石委員 私も見ても、土佐打刃物なんかも随分知ってもらって、人気もあると聞きますし、今やっただきゆうことをさらに拡大して続けてやってもらいたいと思いますし、御説明にあったように水産物だけじゃなくて、農産物や林産物や、そのほかの高知県の特産も知っていただく。それから観光地、観光スポットも知っていただけるし、ぜひこれをどんどん推進して拡大していただきたいと思います。

今の御説明の中で、高知県の魚の少量多品種とありましたし、加工場の整備が整ってきたとありますけど、具体例とか、こういったところが消費地というか商社にとっても好評だという例があれば教えてください。

◎山崎水産業振興課企画監 取組としましては、定置網ですね。非常に全体が見える取組であったり、あと、産地で漁獲を見せてもらったりでいいますと、加工施設も整備されつつあるところというところというと、チェーン展開しているところにつながっていったということもございます。

あと養殖事業者でも、加工整備がしっかり進んできたところについても昨年度と今年度にかけて、大規模チェーン展開する飲食店につながって、数千万円の年間の売上げにつながったという事例がございます。

◎武石委員 私も県内の漁業者から、この沖はすばらしい漁場なんだと。しかし10年後、ここで誰が漁をしているのかが全く見えないという将来に対する不安もあるんですよね。御存じやと思うけど。そういう意味で、若者とか女性とかの担い手、事業承継してくださるような世代をどんどん入れてもらいたい。そのためにはやっぱり、売って何ぼ。そこで利益が上がらんかったらなかなか水産業もできんやろうし、売る、もうけるというところを確立していただきたいと思います。

それで1月に、委員会で九州へ視察に行って、熊本県の天草牛深に行ったんですよ。あそこは国の事業も入れて、観光地としての牛深漁港。魚とコラボした、それから景色なんかもコラボした取組をされていて、そういった取組をしているとやっぱり若い人なんかに関心を持って来てくれるし、そういうのもありだなと思う。ぜひ水産振興部も観光部門なんかも一緒に取組をしていけば、若い人、女性に津々浦々知っていただく機会にもなると思います。サーフィンなんか好きな人やったらサーフィンも近くでできるとか、いろんなライフスタイルも描けると思うので、そういう展開もしていただきたいと思うが、課長の御所見をお聞きしたいと思います。

◎久保委員長 海業を見に行きました。

◎武石委員 海業ね。

◎津野水産振興課長 委員から御指摘のとおり海業は、水産、生産だけではなく、観光とか、地域の飲食とか宿泊とかにつなげていく取組は大変重要かと考えております。

私どもの守備範囲ですと、担い手対策が該当してくるかなと考えておまして、就業された方の安定とともに、就業された方は海が好きとか、釣りが好き、サーフィンが好きといった方も多くいらっしゃいます。それから、例えば今、学生だけれども海の生き物に興味があって、水族館なんか就職したいと考えていらっしゃる方が、これまで県内に就業された事例がかなり多くなっております。

今後、そういった方々にダイレクトに高知県の漁業の魅力とか、新規就業についてこういうところがあるといった情報を、動画なんかを交えながらお届けするように、デジタルマーケティングの強化をしていきたいと考えております。また、中山間地域における働く場の確保という視点につきましても、例えば陸上養殖ですと、海に作業で出ていく必要もございませんし、機械化やデジタル化が組み合わせやすいので、養殖を行うことによって若者が、女性が入ってきやすい環境をつくっていきたいと考えているところです。

◎武石委員 ぜひ県外の若い人、女性も含めて、魅力のある発信ができる可能性があると思うので、力を入れてお取り組みいただきたいと思います。

それともう一つ、牛深で老朽施設がそのまま残っていて、壊したいけど経費がかかるので困っているというのがありましたけど。

◎津野水産業振興課長 委員からの御指摘もかねてから漁協などから相談いただいてきているところです。今後の地震・津波対策においても、重要な視点でありますので、水産だけでなく全体で広くやる必要もあるところが課題かと思っています。水産庁とか国土交通省の事業で、例えば老朽化施設を取り壊した跡地を利用する計画があれば、支援に乗れるものもございますので、おととしから関係します漁協とか市町村を回りまして、そういった計画をつくりませんか、なるべく促進できるようなところを促している状況でございます。まだ具体的に計画が出てきている状況ではないところでございます。

◎武石委員 分かりました。そういった悩みを漁港から聞くので、ぜひ推進していただきたいと思います。

◎寺内委員 海業の関連で。今、武石委員からもあったように、委員会で牛深を見せてもろうて、私が残念なのは、海業のはしりみたいなものは高知でも、中土佐町のおおたかさんが非常に頑張って、10年前には婦人部もつくって、海業のはしりみたいな形をされとって、今、みんなが高齢化で成り立っていない状態なんですよ。当時は、客船もどんどん入ってきとったときに、客船なんかのメンバーでもぜひ、中土佐町まで食事に行きたいと。海の駅で捕りたてをと期待もしておったんですけど、なかなか受入れまでできないところがあった。

今、室戸であり安芸、それから県が指定しておる宇佐についても海業の指定の場所になっておるんで、中土佐町が育ってきてやっておるような、表へ発していないところの高知で育ったところがあるから、そのノウハウを生かしちゃってもろうて、3つの海業の活性化いうか、広げていただきたいと思うんですけど、御所見をお伺いしたいと思います。

◎濱田水産振興部長 海業については、漁港漁場課で担当しております。3つのそれぞれの地区につきましても、うちの担当がしっかり入りまして地域のいろいろな思いを聞きながら、計画を策定する作業をしておりますので、委員のお話にありましたとおり、やっぱり高知といえば海というイメージが県内外の人にあると思います。先ほど、武石委員のお話にあったように、人を呼ぶ、観光客もそうですし、担い手という部分でも大きな資源を我々、水産振興部としても関わってやらせていただいていると思っておりますので、しっかりと今後進めてまいりたいと思います。

◎久保委員長 どっぷり高知旅にびったりやと思いますんで、ぜひ観光振興部と一緒にやっていただいたら。

◎はた委員 私も外商をどう拡大していくか、対策が十分かお聞きしたいんですけども、海のエコラベルで外商するに当たって、高知県は養殖業でブリについては、MELの認証を受けて取組をして、外商をさらに広げる。環境のいいところで育った魚なんだという基

準を満たせば海のエコラベルで、ブランド化というか認証されて、外商につながるとやってきたかと思うんですが、それがすごく大事ではないかと思うんです。その海のエコラベル事業を、十分予算化できているか。また市場調査というか、12ページで輸出先の拡大を書かれて、アメリカも入っていますけれども、アメリカのウォールマーケットなんかは、9割の水産物資源についてはエコラベルを推奨していくということで、外国のマーケットがエコラベル、環境にいいものを買うというふうに変化してきたので、高知県もそれに合わせたエコラベル事業が必要じゃないかと。そのことが漁業者を励ます、所得を上げることになるんじゃないかと思うので、その点についてお聞かせいただきたいです。

◎山崎水産業振興課企画監 マリンエコラベルについての御質問がありましたので、御説明させていただきます。県としましては、マリンエコラベルの取得に向けた支援制度を持っております。それに加えて輸出先国の衛生基準にしっかり乗るということでHACCP基準、例えば対米HACCPの支援も併せて、その認証ですね。衛生基準の認証であったり、マリンエコラベルのような環境に配慮した認証制度への支援策は補助金として持っております。ここ数年事業者に対しても、認証の支援、補助金負担はしております。

◎はた委員 今は、高知はブリということですがけれども、農林水産省では養殖タイについてもエコラベルの対象にしていく支援を検討中ということですがけれども、県としてそれに向けた準備というか、体制が要ると思うんですけどその点はどうでしょうか。

◎山崎水産業振興課企画監 先ほどもお話をさせていただいたとおり、それぞれ養殖のマダイであったり、ブリについて認証の制度をもちろん持っていますので、事業者の認証取得に向けた支援については、引き続きこれまでと同様にやっていきたいと考えております。

◎はた委員 今、県が使っているというMELの認証については、日本では件数が多いようですがけれども、世界の外商を考えたときに、アメリカなんかMSCとかASCとか、県がやっているMELとは違う認証基準に基づく認証を受けたところがマーケットでは大きいので、新たな認証制度を広げていく支援も必要じゃないかなと思うんですけど。

◎濱田水産振興部長 海外の市場につきましては、国内外商と比べると、比較的大きなロットで輸出ルートを増大していくことがあります。そのために水産物輸出促進コーディネーターと話をしながら、環境であったり、HACCPであったり、こういった商品を皆さん方が望んでいるか逐一ニーズを調べながら、それぞれの県内の事業者にあったものをお勧めする。あるいは、県内事業者の意欲を聞きながら引き続き支援をさせていただいて、しっかり外商につなげてまいりたいと思っております。

◎はた委員 世界のマーケットが日本の水産物に対する評価を持って動いていることに対して、生産現場で認証が取れる、MELだけじゃない認証制度、マーケットに合わせた認証が現場で取れるような支援が必要じゃないかなと。

◎濱田水産振興部長 MEL、マリンエコラベルももちろんそうなんですけれども、その

他の認証についても、事業者の御要望があったら、随時対応してまいりたいと思っております。

◎はた委員 例えばASCだと初期の審査が数百万円かかったり、MELは数十万で済むけれども認証にかかる費用が制度によって違う。それがネックとなって、認証の幅が狭まっていることもあるので、認証を取りやすい環境を整備していただきたいなと思いますけれども、準備というか体制はあるんでしょうか。

◎山崎水産業振興課企画監 部長が説明しましたように、MELとかASCも含めて高度化補助金で、県内事業者のニーズによって対応してこれまでどおり支援していきます。

◎はた委員 分かりました。

あと、もう一点聞きたいのが、ウナギの稚魚の問題ですけれども、内水面になると思うんですが、この間、密漁問題が言われてきました。

◎久保委員長 漁業管理課。

◎はた委員 終わっちゃう。終わってますか。

◎西山水産振興部副部長 ウナギ稚魚の話でも取締り、密漁でしたら漁業管理課ですし、一般的な生態、あるいは資源増殖等に関わることでしたら、水産業振興課も一部関わっておりますので、内容によります。

◎はた委員 密漁により生産量が減っているのではないかと、また密漁によって、正規のルートで販売している皆さんが困っているのではないかと、そういった被害がないような手だてというんですかね。正規の漁をして、正規のルートで販売していく、その正規のルートを守ることが大事だと思うんです。密漁もなぜ起きるかという、密漁でも買う人がいるから、ルートがあるから密漁が起きると思うんです。密漁をなくすため、正規のルートをどう守っていくかがすごい大事なかなと思うんですが、その対策。

◎西山水産振興部副部長 金曜日に、漁業管理課長からも説明申し上げましたとおり、漁業法の改正によりまして密漁に対する罰則が大幅に、国内の最上限まで引き上げられておりまして、その点では非常に抑止力が働いていると考えておりますし、我々も、海上保安部や県警とも十分に連携を取って、取締りを続けさせていただいております。これからも強化していく所存です。

一方で、御指摘の非正規品を買う問題、流通の問題については、漁業法の改正に続きまして、流通適正化法が令和7年12月に施行されることになっております。いわゆるトレーサビリティで、捕れたものがいかに販売先までつながっていくか、トレーサビリティする仕組みをこれからつくって、今、国がモデル事業をつくって確立しようとしているところです。取りあえず特定水産物として密漁が問題になっておりますアワビ、ナマコ、それからシラスウナギについて、次々と法の適用になっておりまして、令和7年12月からはトレーサビリティによって、どこで捕れて、どういう流通を経て養鰻業者にシラスが入ったか

追跡できる仕組みができる見込みとなっております。その点からいっても、密漁、非正規流通は、これからますます厳しくなっていくだろうと考えております。

◎はた委員 最後に、アユの稚魚の病気の問題については、現場の川漁師たちから心配の声がありましたけれども、それは解消した、またはその原因が解明して問題ないと確認されたのか、その点をお願いします。

◎津野水産業振興課長 まず河川でのアユの病気の発生につきましては、病気で症状が出て死んでいるとかを見つけられた方から内水面の漁協を通じまして、私どもの内水面漁業センターに連絡が行く仕組みを構築しております。そういった連絡を受けまして、内水面漁業センターから現地へ赴き、魚病診断用のサンプルを採取しますとともに、現場の河川状況の確認を行いまして、魚病診断結果とか、対処できる方法があるのであれば現場に下ろしていく体制を整えております。また、魚病の発生状況も、内水面の漁協の勉強会とか研修会の場において共有する仕組みはつくってきております。

委員から御指摘のお話、恐らく令和5年11月頃に四万十川で発生したことかと考えられますが、その件に関しましては議員を通じまして、水産業振興課に相談が上がってきております。そのときに確認させていただきましたのは、既に診断用のサンプルは高知大学に送付されていること。それから写真で症状も見させていただきまして、恐らくエロモナス症と呼ばれております、バクテリアによる病気のおそれがありますけれども、やはり写真だけではできませんので、正確な診断を期する必要がありますので、高知大学に診断結果と、どういう対処方法があるのかお聞きくださいとお願い申し上げました。それで、その結果につきまして四万十川の漁協、あるいは漁連と共有してくださいとお願いいたしました。

その後、やはりこういった病気が河川内で蔓延することは大変よろしくない状況でございますので、内水面漁業センターを通じて四万十川の漁協、漁連に、病気の発生状況、聞き取りました内容を共有しますとともに、現状でほかの場所で発生していないか、発生しているのであればどこで出ているかの情報。それと、ないのであればそれも共有しまして、その後、病気蔓延は情報がなかったので終息したと判断させていただいております。

◎竹内委員 気候変動等々による関係だろうと思えますけれども、不漁時に今までの漁法では駄目だということで、マルチ漁業に取り組んでいくと。そこで私もいろんな漁師とお話しする中で、その意欲がないように感じて、今までの長い経験の中で、特に高齢の漁師はマルチ漁業に対する意欲が非常に感じられないなど。いろんなところでお話をする中で、こういった県の支援もあるから、積極的に広域で取り組んでほしいと要請しても、なかなか今までの経験というか、何かがございますので、どういうふうにマルチ漁業に。誘導ではないんですけれども、他県の好事例も含めて段階を踏んでやっていただきたいということと、どういう取組をされているのか。

もう一点、宿毛湾、須崎の野見湾、浦ノ内湾等々、ほかの地域でもあろうと思っておりますが、赤潮の予知といいますか、予測の精度が非常に上がって、ありがたいという声も聞いておるわけでございます。一方で、予測ではなくて赤潮が出ない海域への水質、私もよく分かんないんですけど、多分海にアルカリ性の何かを散布するとなくなることもあるようでございますので、そういった対策にもう一つ踏み込んでほしいという声もよく聞くものですから、この2点について御所見をお伺いしたい。

◎津野水産業振興課長 まず1点目のマルチ漁業化でございます。例えば、新規就業者の方で釣り漁業で独立を目指したいという方、実は不漁の影響等で減っています。それで、既に新規就業者として独立されている方々、キンメダイとかサバの立縄、どちらも不漁が続いておりますけど、そういった方々にお話を聞きますと、やはり他の漁業、カツオとかマグロ、メダイといった漁業に転向している。それによって目標数字ぐらいは収入を稼いでいる方も多くいらっしゃる。そういった方々の課題を聞きますと、技術の習得のため研修を受けたいというお話とか、キンメダイ、サバに特化した漁船で機材類、漁船の構造がほかの漁業に適していないので、改装する支援が欲しいということもありまして、来年度、研修と船の改装機器の整備をセットで支援しようとしております。

そういった若い方を集めるにも、地元の漁業者の方がそういうことをやって、うまくやっていることをお見せする必要があります。委員御指摘のとおり、ベテランの漁業者の方で、あまりそういうのを見ていない方もいらっしゃいます一方で、ベテラン組もそういうのをやりたいという方もいらっしゃいます。研修も受けたいし、室戸の方が清水に見学に行ったという事例も出てきておりますので、まずはそういった方を御支援することで、着実に安定していますというのをお見せして、マルチ漁業がいけるのを広くお見せすることが必要ではないかと考えております。

それから赤潮につきましては、予測プラス、例えば底質の改良剤の散布がございまして。ただ、底質の改良で実験室レベルで改善するのはあるんですけども、実際の海域での効果がいま一つ分かっていないのが現状でございます。そういった情報収集をしますとともに、今、補償成長で餌の量を活用した、餌の量の削減技術の開発普及に取り組んでおりますけど、餌をやる量を減らすことで漁場への負荷を減らしていく。あるいは、皆さん餌のやり過ぎとか、漁場のよしあしを見ていらっしゃる中で、漁場の改善に取り組みたいという意識を持たれている方もいらっしゃいますので、そういう取組を合わせることで、養殖漁場全体の環境改善につなげていきたいと考えております。

◎岡田（竜）委員 関連するかもしれないですけども、漁業の就業者の確保について、いかにとどまっていたかというお話にもつながっていると思うんです。新規の方の数字がここ数年大体50人前後で、これまでの就業者数の推移グラフで、30年ぐっと下がっていますけれども、この50人前後の新規の就業者が続けば、大体2,000人から2,500人ぐらい

でとどまるんではないかなと予想ができるんです。新規の方へのいろんな支援、あと環境整備をいろいろやられていますけれども、今後の見通しとして、これぐらいの推移が目標となっているのか、今後2,000人から2,500人ぐらいで高知県の漁業を回していくイメージなのか、将来像的な部分を教えてください。

◎津野水産業振興課長 新規漁業就業者の目標といたしましては、年間60名以上、そのうち女性4名以上を目標に掲げさせていただいております。この数字につきましては、維持すべきと考えている漁獲量9万1,000トンを目指すこととしまして、そのためには2,500人の漁業就業者がいれば、デジタル化等による効率化等によって生産が可能であろうと仮定いたしまして、漁業センサス、5年ごとの漁業従事者数とか年齢構成を基に予測を立てております。その結果によりますと、令和15年に2,500人をちょっと切るぐらいになりまして、令和20年以降は増加に転じるだろうと予測を立てまして、現状では年間60名以上にさせていただきます。

ただ、漁業センサスにつきましては、最新の数字がもう間もなく出てきますので、その数字で、今申し上げたシミュレーション予測が達成できるのか検証した上で、必要とあれば修正していきたいと考えております。

◎岡田（竜）委員 今のお話では、お示しいただいた資料の中で大きなずれはないんじゃないかなとと思っているんですけれども、あと大事になってくるのが、一度入っていただいた方が離れないようにということになると思うんですけど、離職に関する状況はどんなふうに捉えられていますか。

◎津野水産業振興課長 新規就業されて大体3年以内の方を対象に聞き取り等を行いますと、独立自営型漁業、釣り漁業などで入ってこられた方は、大体8割から9割の方が定着されている。その一方で雇用型漁業、定置網とか規模の大きい養殖で入ってこられる方の定着率が、大体6割から7割で、少し低い数字になっております。その要因につきましてお聞きしましたところ、思ったより作業がきついか、トイレとか更衣室がきれいじゃないといった職場環境がありました。例えば若い方でしたら、家族を持ったときにも、家族を養っていけるだけの給料がもらえるのか、将来的な展望が分かりにくいことが原因です。そういったものが整えば、もっと定着上がるんじゃないだろうかと聞き取り調査いたしましたので、改善に向けた取組を来年度強化していくことを計画してございます。

◎岡田（竜）委員 もちろん環境整備と、もうかる漁業に持つていくための御努力はこれまでもされていると思うんですけれども、就業されるに当たっては、ほかの方と比べれば、一定の情報はもともと入っていたと思います。その方が離れないようにするのは絶対大事な部分だと思うんですけれども、転職先はどういうものが多いようにお聞きされていますか。

◎津野水産業振興課長 全ての方にお聞きしたわけではございませんけれども、何人か相

談を受ける中では、漁業以外のところに行かれる方が多いという感覚を持っております。

◎岡田（竜）委員 転職先が分かれば、そこよりはいい状況ということも考えられると思いますので、ぜひ離職率は下げるように御努力いただけたらと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

◎寺内委員 水産振興の中で水産業振興課の予算といたら非常に期待するところなんですけど、令和6年度が18億円強で、令和7年度15億円で減っていますけれども、これはどういった原因でしょうか。それが残念なところなんですけど。

◎津野水産業振興課長 減少につきましては、例えば須崎市の市場をこのたび新しくしました。そういった大口の整備事業。そのほかにも種子島事業での須崎市での加工場の整備といったものが完了しました一方、来年度、大口の施設整備の要望が上がってきていないことで減少しております。その一方で、先ほども説明申し上げました養殖漁業のデジタル化とか、漁業の構造転換に向けた設備投資、それからマルチ漁業化などの就業支援センターへの補助金といったものは必要額を増加させていただいております。

◎寺内委員 そこやったら安心します。ぜひとも頑張っていたきたいと思います。その中で水産業のデジタル化、今言われた養殖漁業も入れて、農業、林業、水産業、漁業として、一次産業で一番自然の影響を受けとるのが、また、農業、林業は育てることが、増やすことができますけれども、水産の場合は養殖以外は自然が相手ですから、あくまで取りに行くということで、一次産業でも一番大変な部分だと思うんですよ。そのときに、私いろいろ議論はするんですが、NABRASには期待しているんです。できるだけデータを漁業者の方に提供していただいて、今度は漁業者も使ってもらう。多くの方に使ってもらうところになると思うんですけれども、私も視察に行って、水産業の試験所の職員の方は、大いに優秀な方が頑張ってくれているのは理解したんですけれども、せっかくなつくた蓄積データを広げてもらうためには、市町村にも頑張ってもらってNABRASを広げていくことも大事になってくると思うんですけど、漁業者のNABRASの活用状況はどのようにお考えでしょうか。

◎津野水産業振興課長 NABRASの漁業者の方の活用状況でございますけれども、NABRASに新しく機能をつけて昨年8月に1か月ほど調査しました。ポップアップのアンケート機能をつけまして、1か月ほどアンケートしたところでは、1か月で利用していただいたおおよそ530名の方のうち294名、55%が漁業者という結果でした。ただ、夏の調査でしたので、本県の漁業はどっちかという春と冬に主漁期を迎えますので、その時期に改めて同様のアンケートをしようと、この一、二月にやりますので、今集計中で、恐らく増えているのではないかと考えております。

◎寺内委員 ぜひ頑張ってもらって、県が決して頑張っていないというわけじゃなくて、行政の営業という意味で、市町村にも担当もいますので市町村との協力、NABRASを

知っていただいて、行政のマンパワーが多いほうがどんどん広がっていくと思うので、ぜひとも市町村にも広げていただきたいと思います。また私らも協力しますので、よろしくお願いしたいと思います。

他方、デジタル化で、農業のSAWACHIのようにデータの蓄積ができるのが、養殖業ですね。養殖業は困って育てていきますから、いいブランドの魚を育てるやったらデータを蓄積できるんですけども。漁業者は自分の囲い込み。情報はほかに渡したくないところがあって大変だと思いますけど、この水産業の中でも、蓄積ができる養殖業に対するデジタル化を協力していますけど、そこら辺はどのようなお考えでしょう。今後、デジタルの情報が取れるんでしょうか。

◎津野水産業振興課長 まず来年度、養殖の省力化とかデジタル化とともに、先ほど説明させていただきました、データ養殖への転換を図るために総合的に、養殖魚の、例えば出荷に向けてこれぐらいの餌をいつまでやるというのをシミュレーションするシステムと自動給餌機、魚体測定用のカメラを全部連携させる体制をつくっていくことが必要ではないかと考えまして、来年度3事業者を対象に支援を考えております。現在、3事業者の方がそういう前向きな取組で支援しようかと考えているんですが、委員御指摘のとおり、まず自分のところのデータから始めさせていただきます、あとは共有できる部分、例えば環境中の水温のデータとか塩分とか、赤潮もそうなんでしょうけれども、そういったところは皆さんで共有できる形で、NABRASで発信していくところからスタートかと考えております。

◎寺内委員 県が高知家というように、農業はSAWACHIで、匠という方のデータをどんどん取って行って、1つになって高知の野菜で農産物をやっています。漁業が一番大変やと思うんですよ。今までそういうことをしていない、自分のところでやっていたんで、それを高知家としてやっていく、大変だと思いますけれども、いい蓄積で高知の魚で売り出してもらいたいと思うので、よろしくお願いいたします。

◎津野水産業振興課長 養殖で取組をさせていただきますとともに、漁船漁業においても例えばグループで操業されているケースがありますので、まずはそのグループの中でいろんな情報を共有するのに必要なアプリといったところの装備を考えているところがございますので、取り組んでまいりたいと考えております。

◎加藤委員 陸上養殖の調査についてお聞きします。一定、参入のニーズがあることを把握して、これから適地の調査をやっていくということなんだと思いますけれども、どういうスケールというか規模でやっていく御予定なんでしょうか。

◎津野水産業振興課長 まず、地下水の水量とか水質に向けてのボーリング調査につきましては、来年度、県内5地域の10か所でボーリング調査を行っていきたくて考えております。それとプラスして、魚種ごとにこういった施設、水の使い方が適正なのかも併せて調

査することで、現在4事業者から県内で陸上養殖を展開したいという相談をいただいておりますので、そういった方々の事業計画の具体化に向けて提供して支援していただけたらと考えております。

◎加藤委員 ぜひ実証化できるように期待したいと思っております。場所も海沿いとか、川沿いとか、淡水・海水、どっちが向いているか、どれぐらい必要かも魚種によってもあると思うんですけども、例えば漁港とか学校とか、公共施設なんかも適地になる可能性も高いのかなとイメージはするんです。そうなってくると、地元の市町村との協力とかも大事なんじゃないかと思いますが、適地のストックをどうやって構えていくのか少し御答弁願えますでしょうか。

◎津野水産業振興課長 用地の確保につきましては、委員から御指摘のとおり廃校になった学校とか様々考えられますとともに、耕作放棄地とか私有地、様々なパターンがあるかと思えます。それと、陸上養殖を考えますときに地下水を使う、それから排水を流すということがございますので、農業とか近隣の方々の生活への影響、それから用水路の水質の汚濁といった課題も抱えております。まず、先ほど5地域の10か所を想定していると申し上げましたが、詳細決定するには、やはり地域、自治体、それと関連します団体との協議に基づいて最終決定するスタンスでいるところです。

◎加藤委員 雇用につながる面はもちろんですけれども、例えば出荷なんかのスポットで、農業の方とか漁業の方とか地域の方々の副業的な雇用にもつながっていけばいいなと期待しているところでございます。例えばサケをやったりサバをやったりエビをやったり、いろんな魚種があって、将来的には適地で、どういう魚種が向いているかにもよるんだと思うんですけども、ある程度産地でまとまるスケールメリットを生かしていくことも一方では、将来的に重要になってくることも想定しておくことが大事じゃないかなと思えます。そのあたりの全体的な戦略はまだこれからの段階で、どこまでというのはあると思えますけど、ある程度のイメージはありますでしょうか。

◎津野水産業振興課長 御指摘のとおり、出荷作業等で地域の方のお手伝い等もございませし、地域にある加工施設を利用して出荷していく体制にもつなげられたら加工場の安定経営につながると考えております。一方、加工場を経営されている方からも、例えば漁船漁業しかない地域でしたら、加工原魚の確保が不安定になりがちというのがあるので、小規模な陸上養殖でも複数、件数があればそこを自分のところを通じて出荷できる体制が整えれば、加工場の安定経営と地域の活性にもつながるのではないかというお話も伺っております。そういったところを意識しながらも、場所の選定、相談いただいている事業者の計画づくりの支援につなげていくこととしております。

◎加藤委員 期待していますので、実証化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

養殖つながりで、もう一点です。水温が上がって海の養殖の魚に被害が出ていますけれ

ども、今後、高水温について対策していくことが必要なんだと思います。被害を最小限に食い止めていく対策、さっきもNABRASで水温を予測したりという取組をしていたらと思っていますけれども、その他、高水温に強いお魚を開発していく、あるいは魚種をどうするかという検討をしていくとか、いろんな方法があると思いますけど、高水温に対する海水の養殖の対応はどういうふうに考えていますか。

◎津野水産業振興課長 まず1点は、飼育します養殖生けすの深さを深くすることで、水温は高くなりますが表面が高くなり過ぎる傾向がありますので、魚が逃げられるスペースを作る対策が必要かと考えております。

一方で、例えばブリなどいわゆる育種ですね。高い水温でも耐えられ、ちゃんと成長する品種改良も課題かとは考えています。現在、国を中心に種苗生産事業者などで、技術開発をやる中では、高成長とか赤潮に強いという観点で品種改良はしているんですけども、品種改良をやるには10年スパンかかるので、今から高温対策やるとかなり先になることと、水温に耐えられるといっても生物である以上は限度があって、そう簡単にはできないというお話を伺っている状況でございます。

◎加藤委員 時間もかかることですが、現場の方々からは、今後このままの魚種が飼えるのかなという御心配の声とともに、毎年養殖を続けている状況やと思いますので、またそういう取組を国とか他県の事例を見ながら、進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、水産業振興課を終わります。

#### 〈漁港漁場課〉

◎久保委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎松澤漁港漁場課長 漁港漁場課の令和7年度当初予算と令和6年度2月補正予算について御説明させていただきます。

議案説明資料の漁港漁場課1ページを御覧ください。漁港漁場課の令和7年度当初予算は20億6,899万4,000円で、対前年度比1億8,834万3,000円減の91.7%となっております。減の主な要因は、漁港施設の台風低気圧対策や老朽化対策といったインフラ整備について、国の経済対策を最大限活用して、令和7年度に予定していた工事を12月補正予算に前倒ししたことによるものでございます。

2ページをお願いします。歳入につきまして、右から2つ目の節の区分で説明させていただきます。(1)漁港費負担金、(2)漁港建設費負担金は、県の単独改良事業や国の補助事業に関する市町村負担金を受け入れるものでございます。

(2)漁港施設使用料は、プレジャーボートの施設使用料と、漁港施設の使用料の収入でございます。

(3) 漁港施設災害復旧費負担金、(5) 漁港建設費補助金は、国の負担金、補助金を受け入れるものでございます。

3 ページをお願いします。(15) 漁港漁場課収入は、繰越事業に関する市町村負担金の受入れ、(4) 漁港漁場課収入は、宿毛市の田ノ浦漁港における製氷貯氷施設の指定管理者からの納付金や、同じく田ノ浦漁港の清浄海水導入施設の施設使用料などを受け入れるものでございます。

(1) 違約金、(2) 賠償金は、平成30年に発生しました地質調査業務に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為、談合を行った事業者から受け入れるものでございます。

(2) 漁港単独改良債、(3) 漁港事業債は、それぞれ県の単独改良事業、国の補助事業を執行するに当たり、起債を借り入れるもので、下段の(2) 水産施設災害復旧債は、同様に県の災害復旧事業の起債を借り入れるものでございます。

4 ページをお願いします。歳出につきまして、主なものを右の説明の欄で説明させていただきます。

1 人件費は、管理職員など4名分の人件費でございます。

2 管理諸費は、県管理漁港を適正に管理するための経費で、沈廃船等処理委託料は、漁港内に放置され、地震発生後の津波被害の拡大や、災害復旧の妨げとなる沈廃船等の処理などを行うための委託料、田ノ浦漁港施設管理委託料は、漁港内にある衛生管理施設の維持管理を委託するものでございます。

5 ページをお願いします。漁港施設情報システム運用保守委託料は、災害時における漁港施設の被災情報等の早期取得や、日常点検結果等を記録するためのシステムの運用保守を委託するものです。

照明設備改修工事請負費は、漁港施設の照明設備を省エネ設備に改修するもの、市町村管理漁港沈廃船処理推進事業費補助金は、市町村管理漁港における沈廃船処理に必要な経費を補助するものです。

補償補てん賠償金は、宇佐漁港の沈廃船対応で使用した漁協のオイルフェンスを補償するものです。

国庫支出金等精算返納金は、歳入で説明しました談合に関する違約金賠償金につきまして、国や市町村に返納するものでございます。

3 漁港維持修繕費は、県管理の漁港施設を適正に維持管理を行うため、漂着ごみの処理や用地などの除草工のほか、防舷材や係船環、標識灯など、施設構造物の修繕を行うものでございます。

4 漁港単独改良費は、県管理漁港の機能の利便性の向上や安全性の確保のため、国の補助事業対象とならない小規模な施設の改良工事として、係留施設の縁金物の設備設置工事などを行うものでございます。

5 漁港調査費の港勢調査等委託料は、漁港への水揚げ高や漁船の利用状況、漁業者の人口動向などを把握するための委託料を計上しております。

6 プレジャーボート対策事業費の係留施設管理等委託料は、県管理漁港内のプレジャーボートの係留状況の巡回調査などを地元漁協等に委託するもの、係留施設補修等工事請負費は、安芸漁港で突堤の修繕工事を行うものでございます。

6 ページの1 広域水産物供給基盤整備事業費は、水産物の生産拠点で防災拠点でもある安芸漁港で、異常気象時の長周期波に対する港内静穏度の向上を図るため、沖防波堤の延伸工事を実施いたします。また、南海トラフ地震などの災害時の緊急物資の輸送や、復旧・復興の拠点となります防災拠点漁港6港のうち、田ノ浦漁港で防波堤の粘り強い構造への補強を実施いたします。

2 地域水産物供給基盤整備事業費の県営事業費は、県管理漁港のうち東洋町の野根漁港、安芸市の安芸漁港で沖防波堤の消波工や岸壁の老朽化対策を実施いたします。

また、地域水産物供給基盤整備事業費補助金は、市町村管理漁港のうち市町村の藻津漁港など、5港で行う漁港施設の機能診断や、老朽化対策のための機能保全工事などへ支援するものでございます。

3 水産基盤ストックマネジメント事業費は、県が管理する宇佐漁港など7港で、岸壁や泊地、臨港道路などの老朽化対策として、機能保全工事を実施するものでございます。

4 漁港漁場機能高度化事業費は、沖の島漁港の弘瀬地区で、船揚げ作業に係る漁業者の負担軽減を図るとともに、台風等の荒天時において漁船避難が可能となるよう、既存の船揚げ場を改修するものでございます。

5 漁業集落環境整備事業費の漁業集落環境整備事業費補助金は、土佐市の宇佐地区の津波避難計画に対応した避難路の整備と、生活環境の改善に向けた雨水排水路の整備。大月町の柏島地区など2地区の漁業集落排水施設の機能保全工事を実施するものでございます。

6 広域漁場整備事業費は、15基の表層型浮魚礁の土佐黒潮牧場のうち、耐用年数を迎えます足摺岬沖13号の更新工事を行うものでございます。

7 市町村事業指導監督事務費は、市町村事業の指導監督に要する事務費でございます。

7 ページの1 漁港施設災害復旧事業費は、令和7年度に災害が発生した場合、早急に対応できるように必要となる経費を計上しております。

2 市町村災害復旧事業指導監督事務費は、市町村災害復旧事業の指導監督に要する事務費でございます。

以上が、令和7年度の当初予算でございます。

続きまして、令和6年度2月補正予算について御説明させていただきます。8ページをお願いします。上から4つ目の漁港漁場課の2月補正予算は、1,117万7,000円の減額をお願いします。

9 ページをお願いします。歳入につきまして、右から2つ目の節の区分で説明させていただきます。(2) 漁港建設費負担金、(3) 漁港建設費補助金、(4) 漁港事業債は、地域水産物供給基盤整備事業費のうち、県営事業につきまして、県当初予算よりも国の内示が少なかったことから、それぞれ市町村負担金、国費、起債の受入れを減額するものでございます。

10ページをお願いします。歳出につきまして、右の説明欄で説明させていただきます。

1 管理諸費の沈廃船等処理委託料と市町村管理漁港沈廃船処理推進事業費補助金の減額は、それぞれ県管理漁港、市町村管理漁港において、簡易代執行を予定した所有者不明の沈廃船の撤去が、所有者が判明したことで自主撤去になったことによるものでございます。

国庫支出金精算返納金は、令和4年度の水産基盤整備事業調査指導監督費補助金について、国から概算払いで受領した額と、事業実績額に基づいて精算した額に差額が生じたため、補助金を返還するものでございます。

次の1 地域水産物供給基盤整備事業費は、歳入で説明しました県当初予算よりも国の内示が少なかったことにより減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費について説明させていただきます。

11ページをお願いします。まず、追加分についてでございます。

左から3つ目、事業名のうち管理諸費は、漁港内に放置された沈廃船の処理において、回収した沈廃船の仮置場所について、漁業関係者との調整に日時を要したこと。また、漁港の照明灯のLED化工事において、工事の施工時期等について、漁業関係者との調整に日時を要したことにより、業務の年度内完成が見込めなくなり、繰越しをするものでございます。

漁港維持修繕費、漁港単独改良費は工事の施工時期について、漁業関係者との調整に日時を要したことにより、工事の年度内完成が見込めなくなり繰越しするものでございます。

次の漁港施設災害復旧事業費は、令和6年に発生した柏島漁港の漁港施設災害の復旧工事の実施時期について、漁業関係者との調整に日時を要したことなどにより、工事の年度内完成が見込めなくなり、繰越しをするものでございます。

市町村災害復旧事業指導監督事務費は、令和5年に発生した、土佐清水市が管理する貝ノ川漁港の漁港施設災害の復旧工事が遅延したことにより、繰越しするものでございます。

続きまして、変更分について12ページをお願いします。いずれも繰越予定額の増額をお願いするものでございます。

左から3つ目、事業名のうち、広域水産物供給基盤整備事業費は、安芸市の安芸漁港において、工事の作業場所について漁業関係者との調整に日時を要したものでございます。

地域水産物供給基盤整備事業費は、香南市の吉川漁港など、市町村管理漁港5港の施設の機能保全工事において、市町村工事が遅延したものでございます。

水産基盤ストックマネジメント事業費は、宇佐漁港など県管理漁港3港の施設の機能保全工事におきまして、工事の施工時期について、漁港利用者との調整に日時を要したものでございます。

漁業集落環境整備事業費は、奈半利町の加領郷、大月町の柏島地区、宿毛市の大海地区で、市町村の漁業集落排水施設の機能保全工事が遅延したものでございます。

市町村事業指導監督事務費では、市町村工事が遅延したものでございます。

漁港漁場課の説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 御説明いただきました沈廃船の処理ですけど、1月に委員会で視察した天草でも、県と市町村で協力して処理を進めていて、なかなか数が多いので、長期間要する見通しの説明を受けましたけど、今の進捗状況はどういうイメージを持たれてますか。

◎松澤漁港漁場課長 沈廃船におきましては、現在、県管理漁港で314隻、市町村管理漁港で361隻、県内合わせて88漁港で675隻の沈廃船の残が発見されております。これに対しまして、例えば令和6年度ですと、県管理漁港で25隻、市町村で37隻の62隻の沈廃船を処理いたしましたけれども、同時に新規に合わせて29隻見つかっております。純減としましては33隻ということが、毎年繰り返されておまして、近年3年間の平均を取りますと、純減が1年間に70隻になっております。トータル675隻を単純に70隻で毎年、均等割りしますと、約10年かかる具合になっておりますけれども、なるだけこれを急いで進めるよう最大限工夫していきたいと考えております。

◎武石委員 頑張ってください。昨年8月に巨大地震の注意情報が出ましたよね。あの情報に基づいて、いろんな県内の分野で、混乱とか戸惑いもあったと承知していますが、漁業者の対応とございますかね。何かお気づきになったことがありますか。何も対応しなかったとか、対応すべきだったけどできなかったとかですね。そのあたり何かお気づきになった点があればお聞きしたいと思います。

◎西山水産振興部副部長 情報が発出されたのを基に、我々も即座に漁協・漁業者に対して気をつけるようにと注意は出させていただいておりますけれども、通常的生活あるいは生産活動を送る中で、注意深く暮らしてほしいということでしたので、日常とそう変わらない生産活動が行われておたと認識しております。その中でも例えば、避難場所の確認とか、あるいは船で沖においたらどういう行動を取るとかを十分意識して生産活動していただきたいと我々も啓発を続けていきたいと思っております。

◎武石委員 実際地震が起こって、津波が来るぞとなったら沖出しをしますよね。そこまでの状況ではなかった。あるいは、本当に地震が起こったら、漁業者は沖出しする構えなんですか。

◎西山水産振興部副部長 船を守るための沖出しのことだと理解しますけれども、非常に

デリケートな問題でして、本当に間に合うのか、発生時間にもよりますし、自分自身が今どこにいるのか、船で実際出ていけば、到達時間が割と余裕がある場合は沖に向かって真っすぐ走れば間に合うとは思いますが、家にいるときに発災して、船に乗って出ていくのは、東北の例でもなかなかままならんことになると思いますので、状況の判断によると思います。たしか目安が、水深50メートル以上のところに出れば、津波の被災は免れるデータがありますので、啓発はこれまでもさせていただいておりますし、いま一度徹底していきたいと思っております。

◎武石委員 本当に対応が難しい問題ですけど、最大被災を防止とか。けど命も守らないかんし難しいところですけど、県としても検討していただきたいと思います。

それから数年前に四万十町の興津沖、中土佐町沖の上ノ加江、矢井賀で定置網の状況、可能性かな。定置網漁に適してるかどうか県費で調査しましたね。興津沖も、全て3つとも適しているということで、その後、興津沖では定置網漁が始まっておりますけど、上ノ加江、矢井賀においては今どんな状況ですか。まだやってないですか。

◎西山水産振興部副部長 御指摘のとおりです。上ノ加江、矢井賀につきましては、当時ダイレクトメール等を通じて宣伝を大分させていただきましたけれども、結局、話がまとまりませんで、参入した企業は今のところございません。ただ、私ども完全に諦めたわけではございませんので、今後も県内外の企業から定置をやりたいとお話があった場合は、こういうところも調査しましたと、紹介の優先的な対象にはさせていただきたいと思っております。

◎武石委員 分かりました。ぜひ、いい漁場であれば、そこでも水揚げが始まるようにしていただきたいと思っておりますし、興津で定置網をやっている業者にも聞きますと、港の水深が水揚げのときに足りないような話も聞いていて、だから満ち潮のときに船を入れてとか、そんな話を以前も聞いたことがありますけど、何か情報を聞きましたら、また対応していただきたいと思っております。

◎はた委員 私も沈没船の関係ですけど、スムーズに処理が進むことが大事かなと思っておりますし、先ほどの答弁で10年ぐらいはかかる予算規模だということでしたけれども、それとプラス今回、繰越しで、沈没船については現場で場所の折り合いがつかなかったと。これについてどうしてなのかということと、そういったネックをなくしていく取組、対策が必要かなと思うんですけど、その点についてどう改革されていくのかをお願いします。

◎松澤漁港漁場課長 先ほど申しましたのは、繰越しをした際に、漁業者と沈没船の仮置き場所について時間がかかったという内容だったと思います。実際、船が沈みかけている状態とか、あるいはもうほぼ廃棄物のような状態で陸に上げられているとか、沈没船には多種多様な状態がございます。例えば、所有者が誰か分からない場合、簡易代執行手続を取るわけですけど、掲示して告示したりする手続で10か月ぐらい要することになり

ます。その間、どこへ仮置きしていけばいいのかということや、意外と手狭な漁業活動に支障になっては絶対いきませんので、構わない時期にこの辺に置かさせてほしいという調整を行った結果、やむなく繰越しが発生してしまったということでございます。今後も、なるだけその辺の漁業者との話を密にしながら、空いた適正な時期を逃さないようにして、一刻も早く減少させていきたいと思っております。

◎寺内委員 沈没船の委託料で800万円強ですけれども、来年度予算の委託先と、隻数としては何隻ぐらい見込んでおるのか。

◎松澤漁港漁場課長 今年は少なかったんですけれども、県管理漁港においては、年間、今までのマックスで80隻を目標に予算計上しております。市町村管理漁港におきましては、60隻を目標に処理していきたいと予算計上しております。

◎寺内委員 委託料ですけど、委託先があるわけじゃないんでしょう。

◎松澤漁港漁場課長 委託料はどのように使えるかと申しますと、基本的に2種類ございまして、所有者が判明している船と判明していないものがあります。所有者が判明していないものにつきましては、各漁港管理者が、先ほど言った代執行などの手続によって、直接、産業廃棄物として扱う業者に委託をする形になっております。一方、所有者が分かっているものにつきましては、委託するのではなくて、直接所有者に交渉しまして、御自分でやっていただく処理としております。

◎寺内委員 後段の所有者が分かっている場合、漁船登録番号とか、組合で分かっている場合があるんですけど、他方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、海上保安庁や警察も権限があります。主は海上保安庁ですけれども。海上保安庁では6月が環境月間で、大広に廃船処理や取締りをするんですよ。そしたら捕まる人間と、捕まらずそのままというところが出てくる。

あくまで行政というたら司法を防ぐと、取締りで防いで行政指導という範疇はあるんですけども、今、廃船の漁船らしきものが600隻も残っていると。県の費用だけで賄っていくいうたら大変なことになるんで、やはり所有者がある分は所有者で、この処理については南海トラフ巨大地震等の津波対策も急がんといえます。これこそ海上保安協会の会費も払ってくれているんで、海上保安庁との連携で、海上保安庁も最初に取り締りではなくて、行政指導表を貼って、廃船を早く処理してくださいと抑止力を持ってやって、所有者に回収させて、回収すれば取締りはしませんから。しない分については取締りしていくということなんで、廃船については、行政と海上保安庁は特にタイアップをするべきところもあると思うんですよ。管理課になってくるというのではなくて、廃船処理をしとるんやったら、部としてタイアップは一つやないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎松澤漁港漁場課長 海上保安部とは、時々そういう意見交換をさせていただいております。委員に御指摘いただいている廃船指導表は、残念ながら、現在ではやられていない

ようです。沈没船が発生した場合の所有者の特定に関しまして情報を共有して、現実に宇佐漁港でもそういう事例がございますので、今後とも海上保安部との連携を密にしながら減少に努めていきたいと思っております。

◎**今城委員** 関連で。新規にどんどん沈没船が増えてくるということで、仕組み的に車のように、登録時に処分代を徴収するとかは議論されていないのでしょうか。

◎**濱田水産振興部長** そうした部分についても、2年前に国に政策提言をしたことがあるんですけども、研究はしてみるけどということで、今すぐにそういった対策は取れないというお答えをいただいております。

◎**今城委員** それは何ででしょう。

◎**濱田水産振興部長** そのときに少しお話をさせていただいた感じ、あくまで正式なお答えではなかったんですけども、例えば冷蔵庫とかと比較すると台数というか隻数も少ないので、国全体としての仕組みとすることが難しい様々な課題があるので、研究もしながらというお話だったかと記憶しています。

◎**今城委員** 元を断つことに向けた政策も必要と思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎**寺内委員** あと1点。部長が答えてくれた海業の関係で担当も決めてということで、取組の概要だけ教えてくれませんか。

◎**松澤漁港漁場課長** 海業につきましては、今年の業務概要委員会の際に簡単に触れさせていただきましたけれども、1年前、令和6年3月に水産庁が全国で海業に取り組む54地区のうち、高知県から室戸岬漁港、伊尾木漁港、宇佐漁港の3港が指定されております。その3漁港の海業の利用促進計画を策定をする必要がございますので、それに向けて現在、協議会を組織しております。協議会のメンバーとしましては、地元市町村、漁協、観光などの関係者で組織しております。それぞれ現在、各漁港の基本、海業の大前提としまして、まず本業である漁業者を邪魔しないこと。それから今までなかった民間業者の受入れもオーケーになったと。それから、交流人口を拡大することを目標に掲げておりまして、それぞれその3漁港でゾーニングと申しますか、ここではこういった海業の活動が可能ではないかということ、現在まだ完了はしておりませんが、徐々にゾーニングが確定しつつある状況でございます。なるべく早い時期に推進計画を作成しまして、広く海業として活用していきたいと考えております。

◎**西山水産振興部副部長** 申し訳ございません。先ほど私の発言で、避難海域の水深の目安が50メートルと申し上げましたが、国のガイドラインが改正になっておりまして、120メートルで、より一層厳しい沖のほうになったということで、先ほど委員から御指摘もありましたように、命を守ることを大前提に、いま一度業者にも啓発に努めたいと思っております。おわびして訂正させていただきます。

◎**久保委員長** 質疑を終わります。

以上で、漁港漁場課を終わります。

これで、水産振興部を終わります。

### 《採決》

◎久保委員長 これより採決を行います。

今回は議案数18件で、予算議案13件、条例その他議案5件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 挙手多数であります。よって、第1号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号「令和7年度高知県土地取得事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号「令和7年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号「令和7年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第13号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「令和7年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第14号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号「令和7年度高知県県営林事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第15号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号「令和7年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第17号「令和7年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第17号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第33号「令和6年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第33号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第34号「令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第34号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第35号「令和6年度高知県県営林事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第35号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第36号「令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第36号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第45号「職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって第45号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第51号「高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第51号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第61号「権利の放棄に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第61号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第63号「県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第63号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第64号「県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第64号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

#### 《意見書》

◎久保委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案1件が提出をされております。「米の価格高騰対策と安定供給の仕組みづくりを一体で進めることを求める意見書(案)」が、日本共産党、自由民主党、県民の会から提

出をされております。

意見書（案）の朗読は省略をしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎久保委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

（小休）

◎ 文言修正をお願いしたいと思うんですけど、この趣旨は理解するんです。ただし、政府の批判的な言葉の、令和6年産米の新米が流通し始めれば、米の品薄は解消され、価格は低下すると政府の見通しは崩れということで、この見通し云々は外していただければと、文言修正を求めたいと思うんですけど。

◎ 私としては、政府の批判とは受け取れないので、政府が見通してたけれども、それが難しかった。その見通しが崩れたということは、政府の批判ではないし、事実、国会で見通しが難しいと、その見通しが崩れたというか、そういうことを言われてたので、問題はないと批判には聞こえなかったんですけど。

◎ 例えば折衷案として、政府というのを外して、低下すると見通しが崩れ、誰の見通しかというのは別にここであえて明言せんでも構んがやない。世間一般そういう思いがあったわけやきよね。政府のという文言をのけて乗れんろかね。

◎ 修正も含めて、政府という言葉を外したら、実際に見通しが崩れていくということは事実ですので、それも含めて正副の委員長に一任をさせていただきたいと思います。

◎久保委員長 それでは、正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎久保委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたします。

それでは18日は休会とし、19日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

（11時54分閉会）